

衆議院議員の列車の利用に関する契約書



衆議院議員の列車の利用に関する契約書

衆議院（以下「甲」という。）と、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社（以下これらを「乙」という。）とは、衆議院議員が使用する鉄道乗車証の発行及び取扱いに関し、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、甲が提出した鉄道利用議員名簿に基づき、衆議院議員が国政調査活動等その職務遂行のため乙の列車に乗車する場合に使用する特別の乗車券（以下「鉄道乗車証」という。）を発行し、甲は乙に当該乗車利用の対価として契約金額を支払うものとする。

（効力等）

第2条 鉄道乗車証の取扱いについては、別紙Iの「国會議員の乗車の取扱要領」及び乙が別に定める諸規程並びに一般旅客運送に関する法令及び規則によるものとする。

（契約金額）

第3条 契約金額は、金318,531,000円とし、内訳は別紙IIに定める額とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金の納付は免除する。

（請求及び支払い）

第5条 乙は甲に対し、第3条に定める金額を別紙IIに定める額によりそれぞれ請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に各請求書に指定された支払箇所へ支払わなければならない。

（支払遅延利息）

第6条 甲は、甲の責めに帰すべき事由により、前条の期限内に契約金額を支払わないときは、その期限の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が定めた率により、乙に対し遅延利息を支払わなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第7条 本契約に関して次の各号の一に該当するときは、乙は、本契約による契約金額（契

約締結後契約金額の変動があった場合には変更後の契約金額。なお、単価で契約するものにあっては契約金額に予定数量を乗じた金額とする。) の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに甲に支払わなければならない。本契約の履行が完了した後においても同様とする。

- 一 乙(役員、従業員、代理人その他の者を含む。以下同じ)について、刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条に規定する刑又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)第 89 条第 1 項に規定する刑が確定したとき。
 - 二 乙若しくは乙が構成事業者である事業者団体について、独占禁止法第 95 条第 1 項第一号又は第二号に規定する刑が確定したとき。
 - 三 公正取引委員会が、乙に対し独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同条第 18 項若しくは第 21 項の規定により課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき(乙が構成事業者である事業者団体について第 8 条の 3 の規定により第 7 条の 2 第 1 項及び第 18 項が準用される場合についても同様とする)。
 - 四 公正取引委員会が乙又は乙が構成事業者である事業者団体に対し独占禁止法第 7 条第 1 項若しくは第 2 項(第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む)、第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項又は第 20 条第 1 項の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 2 本契約が政府調達に関する協定の適用を受ける場合には、前項第一号又は第二号の規定に該当し、かつ次の各号の規定のいずれかに該当するときは、乙は前項の金額のほか、契約金額の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに甲に支払わなければならない。
 - 一 前項第三号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 2 第 7 項の規定の適用があるとき。
 - 二 前項第一号又は第二号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - 三 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
 - 3 第 1 項各号の一に該当する場合においては、甲は、契約を解除することができる。
 - 4 前各項の規定は、違約金を超えて生じた損害について甲が乙に対して賠償を請求することを妨げない。
 - 5 乙が違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 5 % の割合で計算した額の延滞金を甲に支払わなければならない。
 - 6 本契約について第 1 項又は第 2 項の各号の一に該当する場合には、乙は、当該処分等に係る関係書類を速やかに甲に提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告することなく本契約を解除することができる。

- 一 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - 二 暴力団（暴力団対策法第2条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - 三 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - 六 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - 七 乙が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていたとき（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 2 甲は、前項の規定による本契約の解除によって生じた乙の損害について、賠償の責を負わないものとする。
 - 3 乙は、第1項の規定による本契約の解除によって甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
 - 4 甲は、第1項の規定により本契約を解除したときは、契約金額（単価で契約するものにあっては契約金額に予定数量を乗じた金額とする。）の100分の10に相当する金額を乙から違約金として徴収するものとする。ただし、この違約金は損害賠償の性質を有しないものとする。

(事情変更に対する改定)

第9条 この契約の条項の適用について不適当と認められる事情が生じた場合は、甲と乙とが協議のうえ、適切に処理するものとする。

- 2 前項の事務処理は、特段の事由がある場合のほか、契約期間の最終月において行うものとする。

(解約の申入れ)

第10条 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくこの契約を履行しない場合には相手方に対し解約の申入れをすることができる。

2 甲又は乙は、前項による場合、契約解除日の60日前までに相手方に対し書面をもって通知する。

(秘密情報の保持)

第11条 甲及び乙は、この契約の履行に関し知り得た秘密を他に漏らし又は他の目的に使用してはならない。ただし、次の各号に該当するものは、秘密情報に含まれないものとする。

- 一 甲から乙又は乙から甲に対して開示される前から公知の情報
 - 二 甲から乙又は乙から甲に対して開示された後、開示を受けた甲又は乙の責によらないで公知となった情報
 - 三 開示について甲乙による事前の合意がある場合
 - 四 第三者から守秘義務を課されることなく取得した情報
- 2 前項の規定は、本契約が終了した後も有効とする。

(紛争等の解決方法)

第12条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲と乙とが協議のうえ解決するものとし、これによりがたいときは法令の定めるところによる。

(契約の有効期間)

第13条 この契約の有効期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

以上の契約の証として、この証書7通を作成し、甲と乙とがおのおの記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 31 年 4 月 1 日

甲

東京都千代田区永田町一丁目 7 番 1 号

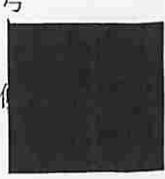
支出負担行為担当官

衆議院庶務部会計課長 白 藤 知 

乙

北海道札幌市中央区北 11 条西 15 丁目 1 番 1 号

北海道旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 島 田 

乙

東京都渋谷区代々木二丁目 2 番 2 号

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 深 澤 祐 

乙

愛知県名古屋市中村区名駅一丁目 1 番 4 号

東海旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 金 子 

乙

大阪府大阪市北区芝田二丁目 4 番 24 号

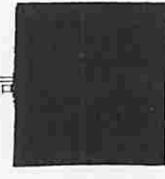
西日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 来 島 達 

乙

香川県高松市浜ノ町 8 番 33 号

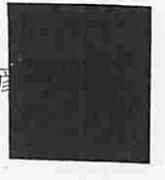
四国旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 半 井 真 

乙

福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目 25 番 21 号

九州旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 青 柳 俊 

別紙 I

国会議員の乗車の取扱要領

衆議院及び参議院と旅客鉄道会社との間で締結した契約に基づき、国会議員の職務遂行のため旅客鉄道会社の列車に乗車する国会議員に対して、特別な乗車券（以下「鉄道乗車証」という。）を設定することとし、下記により取り扱う。

記

1 鉄道乗車証の効力

- (1) 国会議員の資格を有する記名本人に限って有効とする。
- (2) 旅客鉄道会社の旅客を運送する列車の全線に有効とする。
- (3) 有効期間は、発行日から翌年3月31日（当該年度に任期満了となる者にあっては、その任期満了の日とする。ただし、甲において必要があると認めたときは、5日間延長することができる。）までとする。
- (4) 有効期間中に、その使用資格を失ったときは、旅客鉄道会社が別に定める特別の場合を除き使用資格を失った日から5日間に限り有効とする。
- (5) 鉄道乗車証の記載事項の全部又は一部が不明となり、取扱上支障をきたすこととなつた場合は、その鉄道乗車証は、無効とする。

2 列車乗車上の手続き

- (1) 旅客鉄道会社の旅客を運送する列車の指定席を利用する場合、事前に別紙1に掲げる「国会議員指定席・寝台申込書」に必要事項を記入のうえ、旅客鉄道会社の駅等の窓口に提出し、指定席券の交付を受けるものとする。
- (2) 旅客鉄道会社の列車で複数定員の個室に国会議員1名だけで乗車する場合（指定する列車の個室以外の指定席が満員の場合を含む。）は、旅客鉄道会社の定める不足人員に対する差額相当額を別に支払うものとする。
- (3) 国会議員本人が第1種身体障害者の場合で、当該国会議員本人と同行する者がいるとき、その同行者本人は国会議員本人と同一区間にに対する5割引の普通乗車券を購入するものとする。この場合、旅客鉄道会社の駅窓口に国会議員本人の身体障害者手帳を呈示することとする。また、旅客鉄道会社の駅の自動券売機で同行者の普通乗車券を購入するときは、小児用の普通乗車券で代用することができる。
- (4) 旅客鉄道会社線の中間に旅客鉄道会社線以外の鉄道会社線（以下「他の鉄道会社線」という。）をはさむ場合は、他の鉄道会社線の運送約款の定めにより、運賃・料金を別に支払うものとする。現在、特別急行列車が、このような形態で直通して運転されている他の鉄道会社線及び区間は以下のとおりとなる。

- ① 伊勢鉄道株式会社（河原田・津間）
 - ② IRいしかわ鉄道株式会社（金沢・津幡間）
 - ③ 智頭急行株式会社（上郡・智頭間）
- (5) 新幹線の特別車両グランクラスを利用する場合は、利用区間の新幹線特急料金及びグランクラス料金を別に支払うものとする。

3 鉄道乗車証の様式

鉄道乗車証の様式は、別紙2のとおりとし、旅客鉄道会社が調製する。

4 鉄道乗車証の発行方

鉄道乗車証を発行する場合は、旅客鉄道会社において、券面に必要事項を明記して発行するものとする。

5 返納

次の各号の1に該当する場合は、直ちに鉄道乗車証を発行者に返納するものとする。

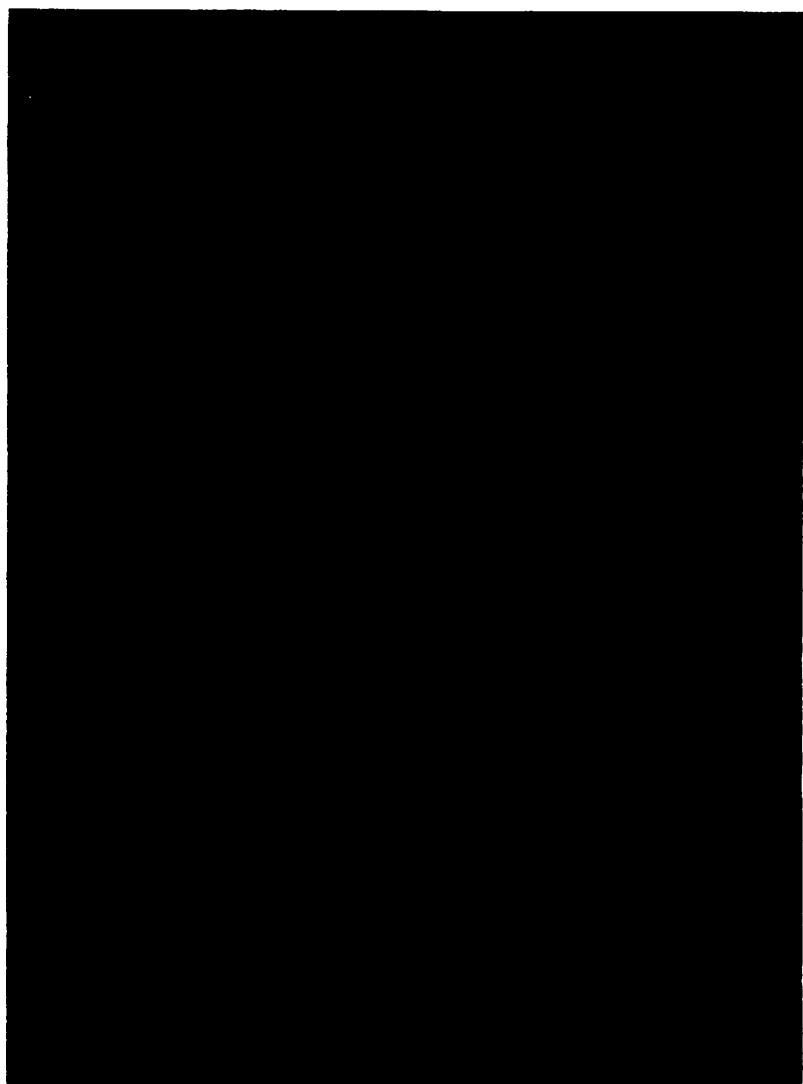
- (1) 鉄道乗車証の有効期限が経過した場合
- (2) 鉄道乗車証の使用資格を喪失し、これを使用できなくなった場合
- (3) 鉄道乗車証の記載事項が不明となった場合

6 その他

- (1) 契約期間中に新たに国会議員の資格を取得した者があるときは、旅客鉄道会社において、その都度鉄道乗車証を発行するものとする。
- (2) この要領の第1項第5号により返納があったときは、旅客鉄道会社において、直ちに鉄道乗車証を再発行するものとする。
- (3) 亡失の届出があった場合は、旅客鉄道会社において、鉄道乗車証を再発行するものとする。
- (4) 亡失届提出後、鉄道乗車証が再発行されるまでの間あるいは何らかの事情により鉄道乗車証を不所持の場合で緊急に旅客鉄道会社線に乗車しなければならないときは、旅客鉄道会社の駅等の窓口に国会議員の資格を表する証明（議員バッジ、名刺、国会議員身分証明書等）を呈示のうえ申し出て、乗車区間の乗車券及び指定券を記入式乗車券により発行を受け乗車するものとする。

別紙1

「国會議員指定席・寝台申込書」の様式

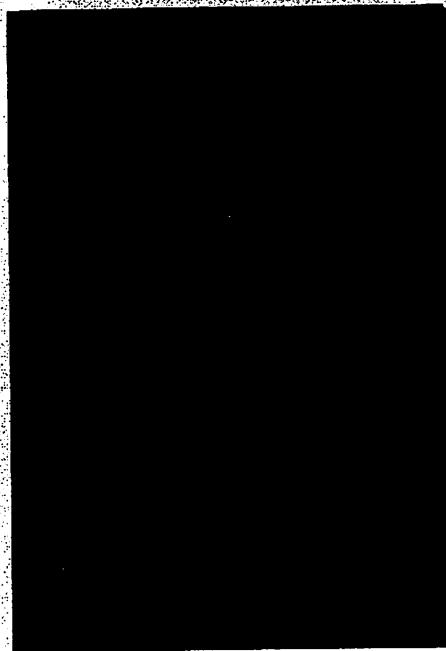


別紙2

鉄道乗車証の様式

(表)

(裏)



備考



別紙II

旅客会社別請求額

会 社 名	平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日
北海道旅客鉄道株式会社	5, 774, 000 円
東日本旅客鉄道株式会社	119, 173, 000 円
東海旅客鉄道株式会社	116, 664, 000 円
西日本旅客鉄道株式会社	63, 891, 000 円
四国旅客鉄道株式会社	1, 937, 000 円
九州旅客鉄道株式会社	11, 092, 000 円
合 計	318, 531, 000 円

